

大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止計画

「大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止基本方針」及び「大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止推進委員会規程」（以下「公的研究費不正防止規程」という。）第6条に基づき公的研究費の適正な運営・管理を行うため、大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止計画を定める。

1. 運営・管理体制（大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止推進委員会規程第4条、第5条、第6条）

①最高管理責任者：学長

本学を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。

②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、実質的に公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する。

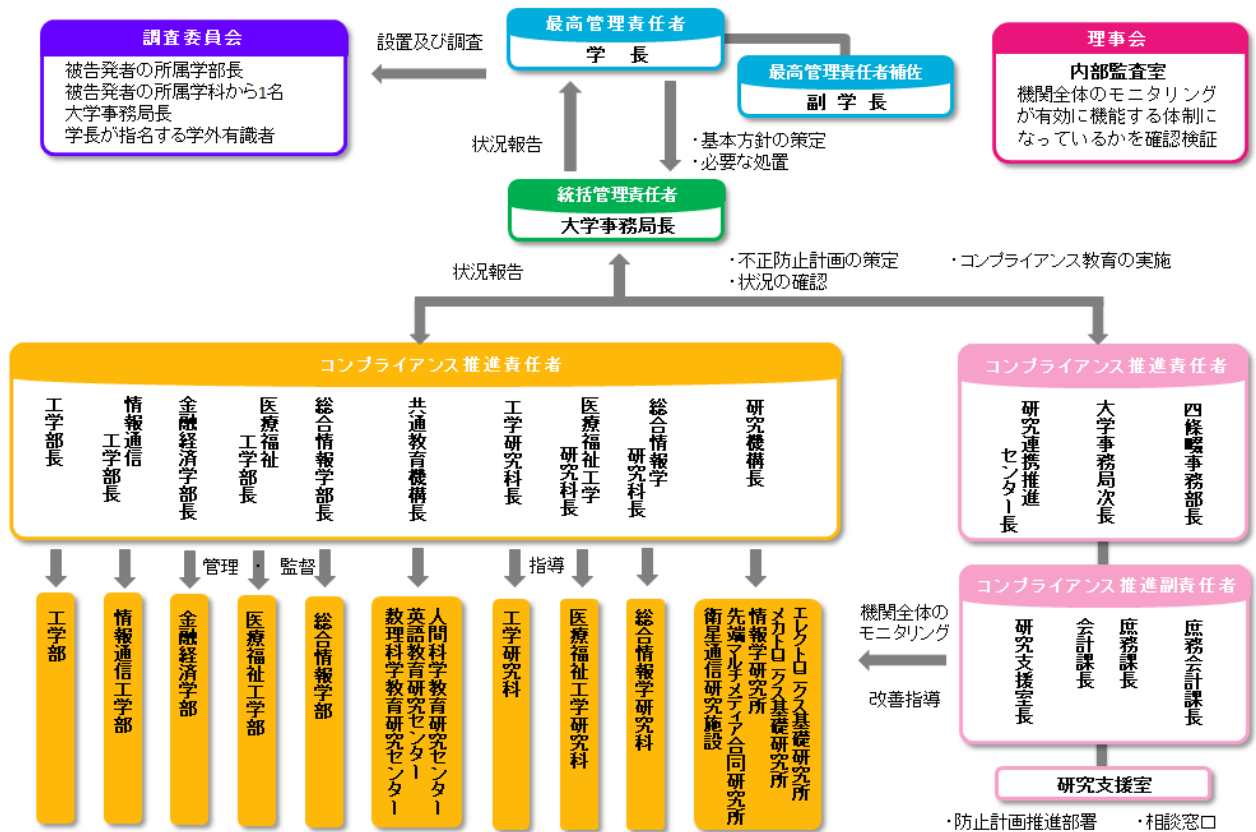
③コンプライアンス推進責任者

自己の管理監督又は指導する部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

④コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者のもと、日常的に公的研究費の運営・管理を行う。

大阪電気通信大学の研究費不正防止に関する責任体系図



2. 不正使用防止計画

ガイドラインの項目	不正発生要因	防止計画	実施主体	方法
第1節 機関内の責任体系明確化	時間が経過することにより、責任意識の低下。	研究費不正使用防止推進委員会を開催し、各責任者に対して、役割・責任・権限の理解を促し、意識の向上を図る。	統括管理責任者	研究費不正使用防止推進委員会を定期的に開催する。
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	公的研究費の事務処理手続きに関するルール等が十分に理解されていない。	ルール等について、部門間でしっかりと情報共有を行う。	コンプライアンス推進責任者 副責任者	公的資金の採択時に予算執行についての説明を行う。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正を発生させる要因の分析が不十分。	不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に追加する。	統括管理責任者 コンプライアンス推進責任者 研究支援室	改善が必要な事案が発生した場合には、研究費不正使用防止推進委員会を開催し、原因と対策について検討する。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	年度末の予算執行により、予算消化を目的とした不適切な支出が発生する。	執行状況を定期的に把握し、早期の計画的執行を促す。また、必要に応じて助言を行う。	コンプライアンス推進責任者 副責任者	改善が必要な事案が発生した場合には、該当者に対して注意喚起を行う。理解がなされない場合は研究費不正使用防止推進委員会を開催の上、対応について審議を行う。
第6節 モニタリングの在り方	モニタリングが十分に実施されていないため、不正発生のリスクが存在する。	実行性のあるモニタリングを実施し、公的研究費の適正な管理に努める。	コンプライアンス推進副責任者 内部監査室	コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス推進副責任者がモニタリングを実施する。 また、内部監査室において、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制になっているか、確認検証を行う。